

開かれた技術者倫理のありかた 公益社団法人 日本技術士会へのインタビュー

電気学会 倫理委員会

技術倫理協議会会員への技術者倫理教育活動インタビューの第1弾として、6月23日に、公益社団法人日本技術士会 水野正勝倫理委員長にインタビューに伺いました。

—貴会における倫理委員会の位置付けと活動状況について教えてください。

水野：2011年3月末現在での技術士登録者は71,797名ですが、そのうち、13,658名が日本技術士会の会員です。倫理委員会は7つ設置されている常設委員会のうちのひとつで、“技術士及び技術者の倫理の啓発に関する事項”を所掌事項として、①技術倫理及び技術者倫理の調査②技術士倫理要綱、倫理審査規則等の管理③技術者倫理の啓発を主要な業務としています¹⁾。委員会の下に倫理要綱、技術者倫理啓発、技術者倫理情報整備に関する3つの小委員会を設け、活動を展開しています。

—最近、「技術士倫理綱領」を改定されたと伺っていますか。

水野：もともと、「技術士倫理要綱」として1961年に制定され、1999年に改定をしておりましたが、以降の状況変化を改定案に盛り込むこととし、2005年から改定作業を開始して今年の3月に理事会において承認されました。新たな内容としては、技術士法の改正で追加された規定との整合性を図ること、技術士プロフェッション宣言が公表されたことを受け、プロフェSSIONナル・エンジニアにふさわしいものとする、2009年6月に採択されたIEA倫理規程の内容を考慮することが挙げられます。

—長年にわたる改定作業でご苦労も多かったのでは。

水野：2年を1期として3期にわたり、途中でメンバーが大幅に交代する中で検討してきました。前期で改定の必要性の検証から始め、改定の道筋がつけられました。今期は具体的な改定の段階で要綱検討小委員会を設置して取り組んできました。本会は広範な専門分野の会員で構成されていますので、それらに共通した綱領とする難しさがありました。HPに委員会案を公開して意見をいただくとともに、私自ら地方支部を回って説明したところ、熱心に聞いてくださる会員が多く、最終的には200件以上のご意見やご批判が集まりました。

—改定綱領の基本的なコンセプトをお聞かせ下さい。

水野：諸外国の倫理規程を参考にして、前文、基本綱領、綱領の解説の3部構成としています。基本綱領では、3種類の対人関係と7原則の価値基準との組み合わせで構成しています。例えば、対公衆の対人関係と公衆優先原則・持続性原則の組み合わせといった対応です。また、条文は簡潔を心がけたため、別に解説を作成して基本綱領と一体的に活用して理解を深めることができました。基本綱領では、技術部門固有の内容には言及せず、技術士全てが遵守すべき原則を記載しています。条文はすべて“技術士は、～”との書き出しで始まっていますが、本会会員ではない技術士の方々にも遵守していただきたいの思いが込められています。今後、事例集も作成していく予定です。

—その他の活動についてはいかがでしょうか。

水野：要綱検討小委員会では、技術士CPD教材の改定・発行、技術倫理協議会への参画、技術者倫理啓発小委員会では、シンポジウムによる会員外を含めた技術者への啓発、一般企業や学生に対する教育者を対象としたセミナーの開催、技術者倫理情報整備委員会では、各種文献や人材の調査・公開、外部からの倫理講師派遣要請への対応などを行っています。また、本会には会員専門家有志によるグループ活動があり、そこで活動している「技術者倫理研究会」とも相互に連携して取り組みを深めています。

—お話を伺って、日本技術士会が倫理活動にとっても精力的に取り組まれていること、私どもの学会とは異なり、広い専門分野を扱うなかでの倫理活動の難しさがよく理解でき、とても参考になりました。本日はどうもありがとうございました。

倫理委員会では、技術者倫理の啓蒙活動に加えて、広報委員会と協力して、電力エネルギーについての広報活動にも貢献いたします。

(インタビューア：電気学会倫理委員会 土井美和子 ((株)東芝), 大浦一隆 (東京電力(株))。紙面の都合上、インタビューを短縮してまとめています。)

1) 日本技術士会倫理委員会のHP
<http://www.engineer.or.jp/cmtee/rinri/index.html>